

衛生指導課 NEWS

韓国における豚コレラの発生状況

2002年10月から12月21日の発生以降、韓国では豚コレラの発生は確認されていませんでしたが、平成15年3月18日に新たな発生が確認されました。今回の発生は、種豚農場が関与していたため、4月25日まではほぼ韓国全土の6道25市郡の60農場で豚コレラの発生がみられています。

韓国政府は、済州島を除く全国でのワクチン接種（約800万頭）を終了しています。その他の防疫措置としては、発生農場における飼育豚全頭の殺処分及び発生農場から半径10km内の家畜移動制限を行っています。

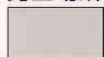
韓国からの人、物の交流が多いので、今後とも防疫に注意する必要があります。

なお、韓国からの偶蹄類の動物、偶蹄類動物の肉及び臓器並びにこれらを原料とするハム、ソーセージ及びベーコンについては、平成14年5月4日から輸入禁止措置をとっています。

韓国における豚コレラの発生場所

- ★ 発生状況
6道25市郡
60農場
殺処分頭数
約9万5千頭

発生場所



オーエスキー病野外ウイルス抗体調査結果について

農水省衛生課がとりまとめた平成14年度調査結果によると、平成14年度において野外ウイルスが摘発されたのは、関東及び九州の5県5戸65頭の発生がありました。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク（59戸9,491頭）とし、大きく減少したものの、発生県数は平成2年をピーク（11県）とし、その後は大きな変化はなく、浸潤地域の拡大はみられていませんが、一部では常在化の傾向にあります。

本病については、平成3年度以降「オーエスキー病防疫対策要領について」（3畜A第431号農林水産省畜産局長通知）に基づき、発生状況等に応じ、地域区分を設け、それぞれに対応する清浄化対策を実施してきている。これら清浄化対策を推進する指定助成対象事業については、継続して実施しているところであるが、清浄化を達成するため、改めて清浄化へ向けた生産者のコンセンサスづくりを行うとともに、効果的なワクチン接種、野外ウイルス抗体陽性豚のとう汰、抗体陰性豚の導入等の指導を徹底するなど清浄化に向けた一層の取り組みが必要とされています。

新潟県でも表に示したとおり、と畜場検査及び農場検査を実施しておりますが、いずれも陰性で、本県への侵入を防止しています。今後も侵入防止対策として、導入豚の抗体検査並びに隔離検疫を強化するとともに、農場及びと畜場での抗体検査を継続する必要があります。

と畜場検査（新潟県）

（単位：頭、%）

平成13年度		平成14年度	
検査頭数	陽性率	検査頭数	陽性率
1,565	0	2,459	0

農場検査（新潟県）

（単位：頭、戸、%）

区分	平成13年度		平成14年度	
	検査頭数	陽性率	検査頭数	陽性率
頭数	6,732	0	6,379	0
戸数	253	0	153	0

牛ヨ一ネ病発生状況

平成14年は、41都道府県433戸780頭の発生で、そのうち北海道が156戸307頭と北海道を中心に発生していますが道内全戸検査を実施し、発生農場の同居検査及びハイリスク牛の自主とう汰を推進したことから減少傾向となっているが、都府県では発生が増加しており、全体の発生頭数では昨年より増加しています。

新潟県では、4戸4頭の発生がありました。県は殺処分等法的処置を行うとともに、蔓延防止のため飼養牛全頭検査及び牛舎等関連器材の消毒を実施しております。なお、県では、県外導入牛を中心に定期的に検査を実施しております。

ニューカッスル病発生状況

平成14年は鶏で5県6戸24,656羽の発生がありました。このうち5戸24,653羽は一般養鶏場での発生、残る1戸3羽は烏骨鶏での発生でありました。このほか家畜伝染病予防法対象外のハト、キジで4県4戸1,370羽の発生がみられました。本病の原因ウイルスは、広く野外に存在しており、愛玩鶏等の飼養者も含めて、本病の特性を周知して適切なワクチン接種、野鳥との接触防止、定期的な抗体検査の実施等が必要であります。

家畜防疫互助事業について

この事業は、口蹄疫、豚コレラ等、畜産経営に与える影響が大きい疾病が万一発生した場合の畜産経営への影響を緩和するため、平成10年度及び平成13年度からそれぞれ実施してきた家畜防疫互助事業（豚コレラ互助事業）及び海外悪性伝染病互助事業は、平成14年度で終了し、本年度より両事業を統合し、新たに家畜防疫互助事業を開始しました。

新たな互助事業においては、次のような点を改善し、生産者がより参加しやすい事業となっております。

- 1 従来の互助事業の対象疾病のすべてを新互助事業の対象とした。（口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ及び豚コレラ）
- 2 豚コレラについては清浄と判断できる段階となったことから、豚コレラ互助事業と比較し、豚の積立金の単価を大幅に削減した。
- 3 旧互助事業においては、毎年度ごとの積立金納付としていたが、新互助事業では、疾病の発生がない場合は、次年度の積立金納付を要しないこととした。（無発生時は、積み増しなしで補償を継続）。
- 4 これまでの「導入互助金」を見直し、「経営支援互助金」として単価を拡充した。
- 5 新互助事業の実施期間3年間とした。

こうした状況を踏まえ、万一の発生に備えた万全な体制を構築するため、農協等事務委託先及び関係団体との連携を図りつつ本事業の主旨を生産者に広く周知し、加入促進に努めたいと思います。

生産者積立金の単価

家畜の種類ごとの生産者積立金の1頭あたりの単価は次のとおりです。

家畜の種類	生産者積立金の単価(1年あたり)	
肉用牛	肉専用種繁殖雌牛(24か月齢以上)	1頭あたり 110円
	肉専用種繁殖雌牛(24か月齢未満、子牛を含む)	1頭あたり 60円
	肉専用種肥育牛(子牛を含む)	1頭あたり 60円
	交雑種肥育牛(子牛を含む)	1頭あたり 50円
	乳用種肥育牛(子牛を含む)	1頭あたり 40円
乳用牛	乳用牛(24か月齢以上)	1頭あたり 110円
	乳用牛(24か月齢未満)	1頭あたり 40円
豚	繁殖用種豚(雌)	1頭あたり 420円
	繁殖用種豚(雄)	1頭あたり 270円
	肥育豚	1頭あたり 70円

互助金の種類とその単価

それぞれの互助金の家畜の種類ごとの1頭あたりの単価は次のとおりです。

家畜の種類	互助金の単価 (1頭あたり)				
	とう汰互助金	経営支援互助金	焼却・埋却等互助金		
肉用牛	繁殖雌牛(24か月齢以上)	419,000円	74,000円 (37,000円)		
	繁殖雌牛(12か月齢以上24か月齢未満)				
	肥育牛(雌、12か月齢以上)				
	肥育牛(雄、12か月齢以上)				
	子牛(12か月齢未満)	246,000円			
	交雑	肥育牛(12か月齢以上)		324,000円	44,000円
		子牛(12か月齢未満)		123,000円	36,000円
	乳用	肥育牛(12か月齢以上)		240,000円	35,000円
		子牛(12か月齢未満)		78,000円	32,000円
	乳用牛	乳用牛(24か月齢以上)		352,000円	211,000円
乳用牛(雌、12か月齢以上24か月齢未満)		228,000円	35,000円		
子牛(雌、12か月齢未満)		64,000円	32,000円		
豚	繁殖用種豚(雌)	80,000円	52,000円 (4,000円 (2,000円))		
	繁殖用種豚(雄)	140,000円			
	肥育豚	21,000円		11,000円	